

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 6 月まで

昭和 62 年 9 月末に会社を退職した後、市役所で国民年金への種別変更手続をしたが、失業中だったので国民年金保険料の納付は行っていなかった。同年 12 月頃まで就職活動をしたが再就職先が見つからなかったため、家業を継ぐことを父に伝えたところ、後日、父から、「納めていなかったおまえの国民年金保険料を 2 回に分けて納めた。」と聞いた。その際の納付書・領収証書を見せてもらった記憶もある。

それなのに、申立期間について、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、納付年月日が確認できる昭和 60 年 11 月から 61 年 2 月までの期間及び平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間は現年度一括納付、同年 4 月以降は現在に至るまで全て前納している。

また、申立人及び申立人の母親の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、国民年金制度発足時から 60 歳到達まで保険料を完納している上、母親も同様に保険料を完納し、昭和 58 年 4 月から平成 4 年 6 月までの期間は保険料を前納していることから、申立人の父親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、「昭和 62 年 9 月末に今まで勤めていた会社を退職

し、市役所で国民年金への再加入手続をしたが、失業中だったので国民年金保険料は納付していなかった。同年12月頃まで就職活動をしたが再就職先が見つからなかったため、雪が解けたら家業を継ぐことを父に伝えた。」と主張しているところ、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間に係る資格取得が62年10月1日、納付書打出が平成元年4月、取得報告書打出が同年8月24日と記載されていることから、遅くとも同年4月頃には資格取得手続がなされたものと推認できる。

加えて、申立人は、「国民年金保険料を納付してくれた父は、最初、私の保険料をB銀行で納付しようとしたが、窓口の行員から、納付期限の過ぎたものが混じっているため、保険料の取りまとめを行っているC銀行に行くように言われた。しかし、そこでも納付できず、D社会保険事務所(当時)で納付書の再発行をしてもらおうように言われたとしている。その後、父がD社会保険事務所に行ったところ、本人ではないので、本人との関係を証明できる書類の添付を求められ、市役所から戸籍謄本を取ってきて、やっと納付書を発行してもらったとしている。その場で手持ちのお金で払える分の納付書を作ってもらい、残りの分は納付書を郵送してもらおうこととしたと、かなり疲れて帰ってきたことを覚えている。また、後日、その領収書を父に見せてもらった記憶がある。」と当時の父親とのやり取りを具体的に記憶しており、その主張に不自然さは見られない。

また、申立人のオンライン記録及び申立人が所持している平成元年度国民年金保険料納入通知書・領収書により、元年度の保険料を同年9月5日に現年度納付していることが確認できることから、当該納付時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった上、前述の納付に至る経緯を踏まえると、保険料の納付意識が高かった申立人の父親が、申立人の申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和42年11月は2万6,000円、43年4月は2万8,000円、44年4月は3万円、46年1月は3万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和47年1月は3万9,000円、48年12月及び49年1月は7万2,000円、53年6月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月1日から46年10月1日まで
② 昭和46年10月1日から57年1月20日まで
③ 昭和60年10月1日から平成6年6月1日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社（名称変更後は、D社）に勤務していた。

日本年金機構から送付された厚生年金保険加入記録のお知らせに添付されていた標準報酬月額の月別状況表と申立期間①、②及び③に係る給料明細書を照合すると16年間は嘘の金額であった。また、申立期間③については、昭和60年頃は高度成長時期で給料が下がることは考えられず、給料は30万円、ボーナス2回で30万円であった。源泉徴収票はあるが、給料の明細書はほとんど無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、昭和42年11月は2万6,000円、43年4月は2万8,000円、44年4月は3万円、46年1月は3万9,000円、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、47年1月は3万9,000円、48年12月及び49年1月は7万2,000円、53年6月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述を得ることができず不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②のうち、昭和45年2月、同年7月、48年1月、同年10月及び同年11月、49年7月、同年10月及び同年11月、50年1月から同年3月までの期間、52年3月から同年11月までの期間、53年1月、同年3月及び同年4月については、給与明細書により、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、昭和47年4月、50年4月から同年12月までの期間、52年1月及び同年2月、53年2月については、給与明細書により、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬

月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間①及び②のうち、昭和41年10月から42年10月までの期間、同年12月から43年3月までの期間、同年5月から44年3月までの期間、同年5月から45年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、46年2月から同年12月までの期間、47年2月及び同年3月、同年5月から同年12月までの期間、48年2月から同年9月までの期間、49年2月から同年6月までの期間、同年8月及び同年9月、同年12月、51年1月から同年12月までの期間、52年12月、53年5月、同年7月から56年12月までの期間については、申立人は、給与明細書を所持しておらず、また、事業主から供述を得ることができないことから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、申立人から提出された平成2年分及び5年分に係る給与所得の源泉徴収票により、支払金額から申立人が主張している賞与額を差し引いて算出した平均報酬月額に見合う標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録により確認できる2年及び5年の標準報酬月額（28万円）より高額であったことが推認できるものの、同源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、賞与額及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づき試算した健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の合計額とほぼ符合している。

また、申立人から提出された平成5年5月の給料支払明細書により、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間③のうち、昭和60年10月から平成元年12月までの期間、3年1月から4年12月までの期間、6年1月から同年5月までの期間については、申立人は、給与明細書及び源泉徴収票等を所持しておらず、当該事業所の当時の役員は、「関係資料も無く、分からない。」と供述していることから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険

料の控除額を確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた事務担当者であったとする者は、「実際の給料より低い額で届出をしたことはない。帳簿等を見ながら書類を作成し、提出していた。」と供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成 15 年 4 月 1 日からであり、申立期間③については、制度上、賞与については年金給付額の算定の基礎とされない期間である。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から58年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から58年4月まで
申立期間当時、私は学生だったが、学生でも20歳以降は国民年金に任意加入できたので、父が「将来困らないように。」と私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めてくれた。
それなのに、申立期間について、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時は学生でも20歳以降は国民年金に任意加入できたことから、私の父が、私が将来困らないように国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成5年10月8日以降にA市から払い出され、昭和57年*月*日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間を含む昭和56年3月から58年11月までの期間にB市に払い出された手帳記号番号を確認したが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の

加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年10月までの期間及び3年3月から4年4月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年10月まで
② 平成3年3月から4年4月まで

私は、A町（現在は、B市）役場で、失業を理由とした申立期間の国民年金保険料の免除申請を行い、その後全額免除承認通知のはがきを受け取った記憶があるので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

また、私は、ねんきん特別便が到着する前に、ねんきん特別便ダイヤルに電話したら、女性職員から申立期間は免除期間であるとの回答を受けた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A町役場で国民年金保険料の免除申請を行い、その後全額免除承認通知のはがきが家に届いた記憶がある。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが申立人の氏名は確認できず、申立人に対し、現在まで保険料を免除申請することが可能な国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、平成9年1月から導入された基礎年金番号制度により基礎年金番号が付番されていることを踏まえると、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金被保険者でなかった申立人が免除申請を行うことはできなかつたものと考えられる。

また、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿を見ると、基礎年金番号記入欄があることから、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の様式であることが確認できるほか、保険料種別欄には、「新規」と記載さ

れている上、資格得喪欄には、20歳に遡った国民年金被保険者資格の取得を初めとする得喪記録を平成10年11月12日に処理した記載が確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料納付の免除申請手続きをしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料納付の免除申請手続きをしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年3月まで

私は、夫が厚生年金保険に加入していたので、国民年金の任意加入のことは知っていた。私の将来のことを考え、夫が国民年金の加入手続をA市役所B支所で行った。初めから国民年金保険料を納付しないつもりであれば、わざわざ加入手続はしない。したがって、加入とともに申立期間については国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が、私が退職した昭和45年6月頃にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、納付書に現金を添えて納付した。」と主張しているものの、A市では、「国民年金保険料を納付書により納付することになったのは昭和46年度以降からである。」と回答しており、申立期間当時は、被保険者が保険料額の国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式によることとなるため、申立人の主張とは符合しない上、申立期間の保険料は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）では未納となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人の夫から、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を聴取しても、「加入手続をA市役所B支所で行い、市役所で保険料を納付したという記憶だけである。」と供述している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人はA市から他市町村に住所変更を行っていないことが住民票等により確認できることから、申立人に対し、別の国民年金手帳

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年8月まで

私は、昭和59年3月にA共済組合を退職し、同年4月に結婚、同年5月に新居となるB市に転居した。B市役所C出張所には、自分で国民年金の加入手続きに行き、同年4月から同年8月までの国民年金保険料は一括で納付した記憶があるにもかかわらず、未納とされている。国民年金については、納付することが義務だと思い、夫が一生懸命働いたお金で真面目に納付してきたはずであり、申立期間が空白になっていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、自分でB市役所C出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付した記憶がある。」と主張しているところ、申立人に係るオンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、市町村（D町、E村（現在は、D町）、B市）の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳により、申立人の国民年金被保険者資格は、D町において昭和49年10月1日に強制適用被保険者資格を喪失後、B市において59年9月4日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、任意加入については制度上、加入申出をした日に被保険者資格を取得することとなることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿に記載されている国民年金手帳記号番号は、D町において払い出された手帳記号番号と同

じである上、オンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間における国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。